

議案第16号

令和5年度四街道市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度四街道市下水道事業会計剰余金の処分について定めるとともに、同法第30条第4項の規定により、同会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月26日提出

四街道市長 鈴木陽介

提案理由

本案は、令和5年度四街道市下水道事業会計剰余金の処分及び決算について、地方公営企業法第32条第2項及び第30条第4項の規定により提案するものであります。

剰余金の処分については、令和5年度未処分利益剰余金44,704,833円を資本金へ組み入れるものであります。

本決算は、収益的収入決算額2,172,630,798円、同支出決算額2,116,017,702円、当年度純利益額44,704,833円であり、資本的収入決算額190,894,210円、同支出決算額509,595,495円、補てん額318,701,285円であります。